

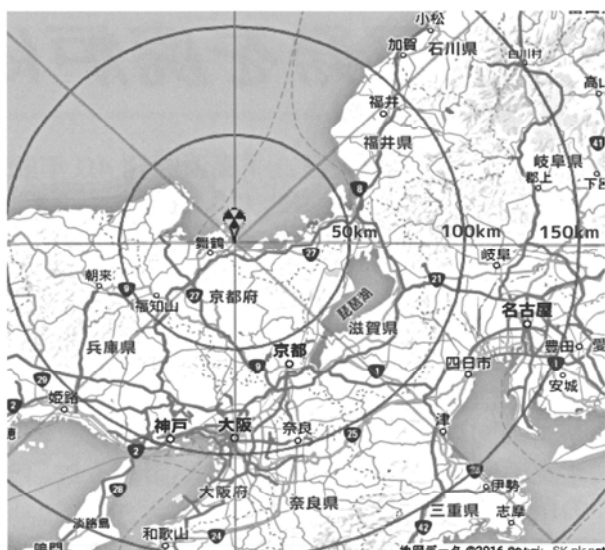
高浜原発 1・2 号機を廃炉に！ そして脱原発への大きな一歩を踏み出しましょう！

高浜原発 40 年廃炉・名古屋行政訴訟

4 月 14 日「高浜原発 40 年廃炉・名古屋訴訟」を名古屋地裁に提訴しました。原告は 14 都道府県から 76 名、弁護士団は総勢 20 名。この裁判は、運転開始から 40 年を超える老朽化原発である高浜原発 1・2 号機の危険性を問い、廃炉を求める裁判です。

高浜原発は福井県の西端にあり、東海地方はその風下にあるため、ひとたび事故が起きれば甚大な被害を受けます。

7 月 13 日第 1 回口頭弁論を迎え、雨にもかかわらず約 150 名の支援者が集まりました。第 2 回期日は 10 月 26 日です。



みんなの知識ちょっと便利帳 <http://www.benricho.org/>
の高浜原発周辺地図に加筆

高浜 1・2 号機は、運転開始からすでに 40 年を超えた老朽原発です。福島原発事故を経験し、原発は原則 40 年で廃炉にすると法律で決められました。

にも関わらず、4 月に提訴した時には、まだ設置変更許可も工事計画・保安規定、運転延長認可も出されていませんでした。しかし、それらすべての許認可が 6 月 20 日までに規制委員会から出されてしまったので、「差し止め」から「取り消し」を求める訴訟に変更されます。

「40 年ルール」

現行の原子炉等規制法をはじめとする原子力関連法規は、いずれも福島原発事故の発生とその被害を立法事実として整備されました。

事故被害が立法事実である以上、それは当然に法解釈に影響します。福島原発事故によりどれほどとてつもない被害が生じたのか、高浜原発 1・2 号機でも同様の被害が生じる可能性があるのかということが最も重要な視点となります。

福島原発事故では、運転開始からまもなく 40 年を迎えようとしていた 1 号機で、設備の劣化が地震との関係でも影響を及ぼした可能性が指摘されています。

そこで、事故の教訓を踏まえて新たに定められたのが、原発の運転期間は原則として 40 年という、いわゆる「40 年ルール」です。

「40 年ルール」について、原子力規制委員会の田中委員長は、次のように述べていました。

「40 年運転制限は、古い原子力発電所の安全性を確保するために必要な制度だと思います。法律の趣旨を考えると、40 年を超えた原発は、厳格にチェックし、要件を満たさなければ運転させないという姿勢で臨むべきです。」

「…40 年前の炉をつらつら眺めてみると、40 年前の設計は、やはり今これから作ろうとする基準から見ると、必ずしも十分ではないというところがあります。」

この発言からも、40 年ルールは厳格に適用されるということこそが法の趣旨であるといえます。

原発事故被害の特異性

ここでも出発点は、福島原発事故の被害です。この事故によって、私たちは原発事故が事態の進展とともに拡大していくこと、科学技術による知見に限界があること、そして、事故による被害がとてつもなく深刻

で、しかも回復が困難であること、被害が極めて広範囲に及び、孫の代に至るまで長期間継続し、地域コミュニティ全体を破壊してしまうことを学びました。これらの点で、原発は他の科学技術とは全く異なる性質を持っています。福島原発事故以前のように、原発を否定することは他の科学技術を否定することであるというような論法は、このような本質的な違いをふまえていない誤った解釈です。

原発事故被害にこのような特異性があるからこそ、福島原発事故後の原子力関連法規の改正においては、同様の深刻な災害が二度と起きないようにすることがその改正趣旨とされたのです。

原子力規制委員会の専門性、独立性の欠如

原子力規制委員会設置法によれば、原子力事業者等の役員であった者については委員になれないことが規定されていますが、例えば田中委員長は、委員候補となった当時、独立行政法人日本原子力研究開発機構の副部門長をしていました。このような本来ならば欠格事由に当たるはずの人が、わずか5名の委員の中に複数いるのです。これで規制委員会の独立性が確保されているとは到底思われません。

そもそも違法な構成の規制委員会が定めた新規制基準が、本当に「災害の防止上支障のないもの」となっているのかという問題があります。

新規制基準が国際的な基準を踏まえていない

福島原発事故後の原子力基本法の改正により、原発の「安全の確保」については、「確率された国際的な基準を踏まえ」て行うことが明記されました。また、規制委員会設置法には、原子力規制委員会は、「事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識」に立たなければならないこと、「確率された国際的な基準を踏まえ」て必要な施策を策定することが定められました。

ここでいう「確率された国際的な基準」とは何かという問題がありますが、少なくとも国際原子力機関、

IAEA が定める安全基準はこれに当たると考えられます。

しかし、新規性基準は、IAEA の安全基準を踏まえたとは言えない点が多数存在します。

IAEA の安全基準は、その全体を貫く考え方として、深層防護（5層の防護）という考え方を採用しています。これは、放射性物質による被ばくを防ぐために、5つの独立した防護を行うという考え方です。

例えば、3層目までの防護で、炉心が激しく壊れないようにすることが求められるわけですが、それらの防護が破られ、炉心が激しく壊れてしまった場合に備えて、第4層として、放射性物質が大規模に放出しないような対策、影響を緩和する対策がとられなければならないとされます。それがいわゆる「シビアアクシデント対策」です。

さらに、第4層が有効に機能しない場合に備えて、第5層として、周辺住民の被ばくを防止するための防災対策を講じることが求められます。

以上の説明から分かるように、これらは、前段否定、すなわち万が一にも前の対策が功を奏さなかった場合に備えて、万全の態勢を整えることが求められます。

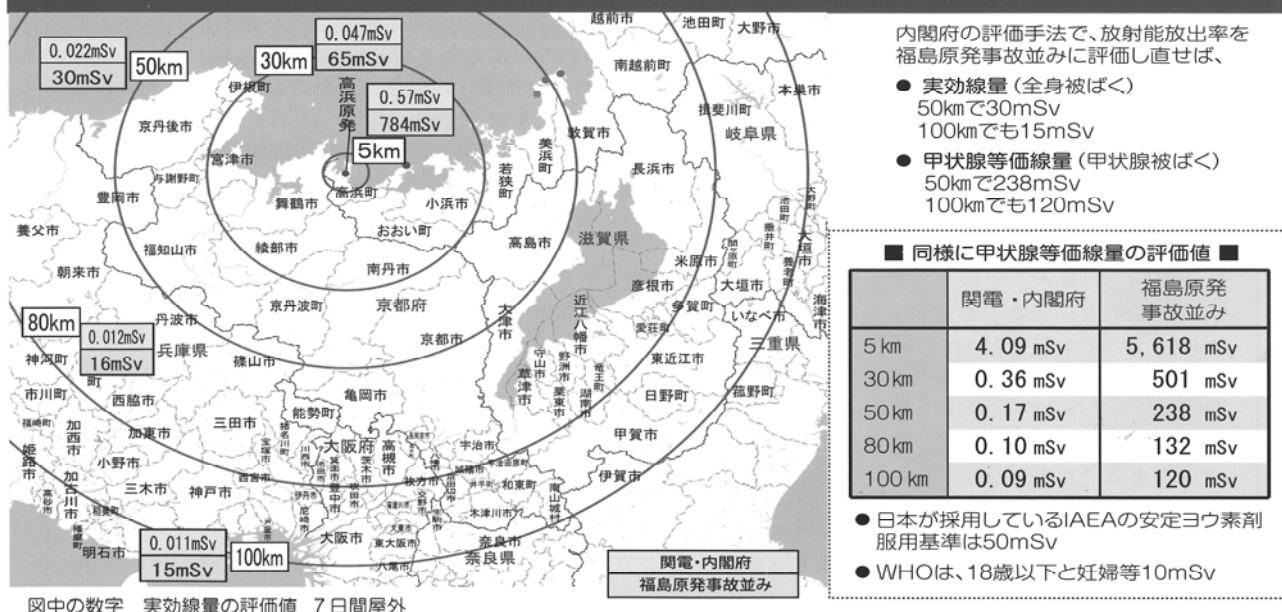
第3層までがしっかりしているから、4層や5層は考えなくてよいとはならないわけです。

ちなみに、福島原発事故前までの基準は、まさにこの前段否定の考え方を採用せず、第3層までで事故は起こらないという安全神話によりかかっていたわけです。

しかし、新規性基準は、このような深層防護の考え方を正しく採用していません。すなわち、第5層（防災審査）については、規制の対象に含めていないのです。これは、第4層までがしっかりしているので、第5層は考えなくてよいという「前段否定の考え方」の否定であり、新たな安全神話というべきものです。

確率された国際的な基準を全く踏まえていないのですから、これは明白な欠落であり、不合理です。これのみをもってしても、新規性基準は不合理です。

関電・国は、7日間屋外で過ごしたと仮定しても5km地点で1mSv以下の被ばくで済むと過小評価していますが、福島原発事故並の放射能放出率に換算すると、なんと784mSvもの被ばく!



電気ケーブルの旧式・老朽化

高浜原発 1・2 号機は旧式のため、可燃性のケーブルが用いられていますが、本来であれば、設置変更許可審査の際に、難燃性ケーブルに取り換えられなければ新規基準の一つである火災防護基準に違反するはずでした。

しかし、規制委員会は、これに替えて「防火シート」で覆うことによる代替措置を認め、設置変更許可を認めました。しかし、防火シートの安全性については何らの実証実験もされておらず、本当に代替措置として適切であるのか何らの裏付けもありません。このような状態で設置変更許可を認めるのは、明らかに裁量権を逸脱し、違法です。

また、絶縁性能の低下の問題については、そもそもどう程度の性能を有していなければならないのかという基準そのものが存在しなかったことが発覚しました。

耐震安全性について

耐震安全性を考える際には、科学的知見に限界があるということを常に意識することが必要です。

電力会社は、不確実性を有する地震という現象を、あたかもすべて把握できるものであるかのように考えており、そこに極めて重大な過ちがあります。

耐震安全性の問題については、主として基準地震動の定め方が過小になっていないかが争われます。「基準地震動」とは、耐震設計の基礎となる地震動、つまり、揺れの強さ・激しさのことで、加速度の単位である「ガル」という単位で表します。地震が持つエネルギーの大きさである「マグニチュード」や、揺れの大きさを表す「震度」とは異なる概念ですので、まずはそこを確認していただきたい。原発の建物や機器に直接影響を及ぼすのは、地震動の激しさ、加速度の方です。

基準地震動は、敷地周辺に到来し得る最大と考えられる地震動であり、これを超えるような地震動が到来する可能性があれば、原発の安全性は保たれなくなるわけです。

基準地震動が過小評価となっているか否かを判断する際には、新規基準策定前において、日本の 20 か所にも満たない原発で、過去 10 年間で 5 回も基準を超えた地震動が観測されているという動かし難い事実から出発するということが重要です。

そうであるにもかかわらず、基準地震動策定にかかる新規基準の手法は、基本的に福島原発事故以前のままです。わずか 10 年の間に 5 回も超過したという事実は、新規基準の内容の不合理性を強く推認させるものであり、被告側がこの点について納得のいく説

明ができない限り、不合理であるとされなければなりません。

なぜこのような超過が起こるのでしょうか。私たちは、基準地震動を策定する際に用いる計算式が、基本的には地震の平均像を基にしているものであり、平均像からのばらつき、また、科学の不確実性に基づく数値のばらつきを考慮したものとなっていないからだと考えています。

基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイドラインには、このようなばらつきも考慮されている必要があると定められていますが、関西電力や規制委員会はこのことを考慮しておらず、審査ガイドに反するといわざるを得ません。

耐津波安全性について

基準津波についても、基準地震動と同じく、不適切な計算式による過小評価が行われています。

新規性基準では、古文書等に記された歴史記録、伝承等を考慮することが求められています。しかし、本原発の審査においては、過去に若狭湾に大津波が押し寄せた歴史記録や伝承が無視されています。

例えば、京都の天橋立の北端海拔 40mの地点には「波せき地藏堂」があり、約 1300 年前に大津波が押し寄せ、ここで切り返したとする伝承を伝える案内板が設置されており、40m近い津波が押し寄せたことが記録されています。規制委員会の審査では、このような歴史的記録等による検証がされていないので、審査過程に看過し難い過誤・欠落があります。

以上、訴状のポイントを要約しました。

なお、私も原告の一人です。

(文責 外山孝司)



あなたも、是非市民の会の会員になって支えてください。市民の会の会員を希望される方は市民の会にお問合せください。また、裁判についてくわしく知りたい方はホームページをご覧ください。

TEL / 080-9495-9414

Email / toold40citizens@gmail.com

<http://tooid-40-takahama.com/>

